

「官製談合防止法」理解度チェックテスト

実施日:

部署:

役職:

氏名: ……など

記載項目の例



次の問題について、適切なものには○を、適切でないものには×を記載してください。

No.	問題内容	回答
概要編	問1 官製談合防止法の対象となる発注機関は、国及び地方公共団体のみである。	
	問2 官製談合防止法における入札談合等関与行為は、一般競争入札や指名競争入札といった「入札」に係る行為を前提としているため、随意契約によって契約先を決定する場合には、適用対象とはならない。	
	問3 官製談合防止法における入札談合等関与行為とは、発注機関の職員が、事業者による入札談合等の独占禁止法違反行為に関与する行為であり、同法では、①談合の明示的な指示、②受注者に関する意向の表明、③発注に係る秘密情報の漏えいの3類型のみが定められている。	
	問4 官製談合防止法は、発注機関の「職員」が遵守しなければならない法律であるため、職員による入札談合等関与行為が認められた場合であっても、発注機関が組織としての対応を求められることはない。	
	問5 発注機関の職員による入札談合等関与行為が認められた場合、発注機関は、公正取引委員会からの改善措置要求に基づく調査の結果、当該職員に対して損害賠償請求や懲戒処分を行うことがある。	
事例編	問6 発注方法を随意契約から競争入札に切り替えることになり、現場では混乱が生じるおそれがあったことから、事業者に対し、年間の発注計画に基づき、混乱しないように事業者同士で受注を調整するよう指示した。	
	問7 ある入札の落札業者A社との挨拶の中で、同社から、「来年〇月発注の△物件(の入札等)も頑張りますので、また是非お願いします」との発言があったところ、品質を確保するためには実績のある業者に頼むのがよいと考え、「そうですね、こちらとしても御社の仕事は丁寧ですし、安心してお任せできますからね」と応じた。	
	問8 組織内の正式な手続に則って既にウェブサイトで公表している入札に関する情報について、事業者から問い合わせがあったため、当該ウェブサイトの掲載場所を教示した。	
	問9 指名競争入札において、事業者から、「今後発注が予定されている△物件については地元の同業者と協力して順番に受注する予定なのですが、県外のX社とY社がいるととても太刀打ちできず、我々地元業者が受注できなくなるので、指名業者は地元のA社、B社、C社、D社のみでお願いしたい」と依頼を受けたところ、地元業者からの依頼であり地元産業の発展は大切であること、依頼に沿って指名業者を選定するだけで落札業者の意向まで示すわけではないことから、「分かりました、では地元の4社のみを指名します」と応じた。	
	問10 特定の事業者Aから、「今回の入札案件の予定価格はこのくらい(指3本を立てて示す)でしょうか」と尋ねられた職員は、「そこまではいかないですよ」と応じた。	